第六章　雑則

（報告及び検査）

第四十九条　内閣総理大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会議に対し、その業務並びに資産及び債務の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、会議の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2　前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（違法行為等の是正）

第五十条　内閣総理大臣は、会議又はその役員、役員以外の会員若しくは職員が、不正の行為若しくはこの法律若しくは他の法令に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがあると認めるときは、会議に対し、当該行為の是正のため必要な措置を講ずることを求めることができる。

2　会議は、前項の規定による内閣総理大臣の求めがあったときは、速やかに当該行為の是正その他の必要と認める措置を講じなければならない。

3　会議は、前項の措置を講じたときは、速やかに、当該措置の内容を内閣総理大臣に報告するとともに、公表しなければならない。

（日本学術会議評価委員会）

第五十一条　内閣府に、日本学術会議評価委員会を置く。

2　日本学術会議評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　自己点検評価書に記載された自己点検評価の方法及び結果について、調査審議し、及び会議に対し意見を述べること。

二　中期的な活動計画について、会議に対し意見を述べること。

3　日本学術会議評価委員会は、日本学術会議評価委員五人以上七人以内をもって組織する。

4　日本学術会議評価委員は、会員その他内閣府令で定める者以外の者であって、学術に関する研究の動向及びこれを取り巻く内外の社会経済情勢、産業若しくは国民生活における学術に関する研究成果の活用の状況又は組織の経営に関し広い経験と高い識見を有するもののうちから、内閣総理大臣が任命する。

5　日本学術会議評価委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の日本学術会議評価委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6　日本学術会議評価委員は、一回に限り再任されることができる。

7　前各項に定めるもののほか、日本学術会議評価委員会に関し必要な事項については、政令で定める。

（独立行政法人通則法の規定の準用）

第五十二条　独立行政法人通則法第八条第一項及び第三項、第九条、第十一条、第二十一条の四、第二十一条の五、第二十四条、第二十六条、第二十八条、第三十六条第一項、第三十七条、第四十五条第一項から第三項まで、第四十六条の二第一項本文、第二項本文及び第三項から第五項まで、第四十七条並びに第四十九条から第五十条の十まで（第五十条の四第二項（第五号に係る部分に限る。）を除く。）の規定は、会議について準用する。この場合において、これらの規定（見出しを含み、同法第八条第三項、第五十条の四第四項及び第五十条の六各号列記以外の部分を除く。）中「主務大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、「主務省令」とあるのは「内閣府令」と、「中期目標管理法人役職員」とあるのは「会議役職員」と、「中期目標管理法人の長」とあるのは「会長」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替えられる独立行政法人通則法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八条第三項	主務省令（当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令をいう。ただし、原子力規制委員会が所管する独立行政法人については、原子力規制委員会規則とする。以下同じ。）	内閣府令
第二十一条の四の見出し	役員	役員及び役員以外の会員
	又は第四十六条の三の規定	の規定
第二十一条の四	役員	役員及び役員以外の会員（以下「会員」という。）
第二十一条の五の見出し	役員	役員及び役員以外の会員
第二十一条の五	除く。）	除く。）及び役員以外の会員
第二十四条及び第二十六条	法人の長	会長
第二十八条第二項	個別法	日本学術会議法（以下「会議法」という。）
第四十五条第一項	中期目標管理法人の中期計画の第三十条第二項第四号、国立研究開発法人の中長期計画の第三十五条の五第二項第四号又は行政執行法人の事業計画（第三十五条の十第一項の認可を受けた同項の事業計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）をいう。以下同じ。）の第三十五条の十第三項第四号の	内閣総理大臣の認可を受けて定めた
第五十条	これ	会議法並びにこれら
第五十条の四第一項	役員	役員、役員以外の会員
第五十条の四第二項第一号	政令	内閣府令
第五十条の四第二項第四号	第三十二条第一項の評価（同項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を除く。）	会議法第四十四条第一項第三号に規定する中期的な活動計画に係る期間における業務の実績に関する評価
第五十条の四第三項	政令	内閣府令